



寄稿⑦

「記述情報の開示の充実に向けた留意点」

～新型コロナウイルス感染症の影響下での

会計上の見積りの開示をめぐる課題への対応～

清原国際法律事務所 代表弁護士 清原 健

◆新型コロナウイルス感染症のディスクロージャーへの影響

新型コロナウイルス感染症（以下「Covid-19」という）の拡大が続き、企業の事業活動に不確実性・不透明さが増しつつある。2020年3月期は、2019年1月31日に公表された企業内容等の開示に関する内閣府令の改正事項の2段目の施行となるが、緊急事態宣言が4月7日に発令されるに至るも、収束に向けた道筋はまだ見えず、2020年3月期決算は、特に会計上の見積りや監査をめぐる実務上困難な状況があると考えられる。

そこで、本稿では、経営方針・経営戦略等、事業等のリスク及び経営成績等の分析（いわゆるMD&A）などの記述情報の開示に係る改正（以下「本改正」という）のうち、MD&Aにおいて開示が求められることとなる「会計上の見積り」を題材として、喫緊の課題となっている Covid-19 の影響下での決算・開示に関する課題と留意点を整理してみたい。

◆「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」における協議

本年2月以降、Covid-19 の影響下での開示に関して、金融庁や東証から有価証券報告書等の提出期限や適時開示上の取扱い等にかかる公表がなされていた。¹ 4月3日、関係者間での現状の認識の共有や対応のあり方の協議のために「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」が設置され、金融庁から同日公表された。第2回会合の開催日で

ある4月10日には、企業会計基準委員会から「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」（以下「考え方」という）が、日本公認会計士協会から「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その2）」（以下「監査上の留意事項（2）」という）が、それぞれ公表された。²

Covid-19 の影響にかかる不確実性への決算・監査上の対応の方向性が示されたことは、開示実務にとって大きな意義があるが、経理・財務等の財務諸表担当部門は、これを経営企画・法務・IRその他関連部署との間で共有の上、適切に連携を図るべきである。また、自社の連携体制・検討プロセスの情報とともに、取締役会、監査役等に報告し、認識を共有すべきである。

◆「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」と監査上の留意事項（2）

企業会計基準委員会の公表した「考え方」では、会計上の見積りを行う上で特に困難と考えられる将来キャッシュフローの予測に関連し、ポイントが4点示されている（次頁参照）。

また、日本公認会計士協会の公表した監査上の留意事項（2）では、不確実性の高い環境下における監査の基本的な考え方とともに、会計上の見積りの監査に関する留意事項が取りまとめられている。³

「考え方」において整理されているように、不確実性がある状況であっても、会計上の見積りに関して「最善の見積り」を行うことが求め

られている点は関係者間でまず共有すべきである。見積りの前提となる仮定に関しては、「外部の情報源に基づく客観性のある情報」が利用できないか、検討すべきであるが、Covid-19の影響に関するものは入手できない場合が多いとも考えられる。その場合には企業自らが一定の仮定を置くことになるが、「明らかに不合理」とみられることのない仮定を用いるべきである。そのためには、例えば、関連部署でのチェックや、重要なものについては、検討プロセスの情報とともに取締役会等への報告が検討されるべきであろう。

なお、監査上の留意事項（2）では「明らかに不合理である場合」に該当するか、を監査人が検討する指標の例として「見積額の選択が、過度に楽観的又は過度に悲観的な傾向を示していること」が示されている。そして、経営者の過度に楽観的な会計上の見積りを監査人が許容することや、過度に悲観的な予測を行い、経営者の行った会計上の見積りを重要な虚偽表示と監査人が判断することは適切ではない、とする点は参考になろう。

「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」のポイント

- ①「財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出する」上では、不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行う必要がある。
- ② 一定の仮定を置くにあたっては、外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いることができる場合には、これを可能な限り用いることが望ましい。外部の情報源に基づく客観性のある情報が入手できない場合、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等も含め、企業自ら一定の仮定を置くことになる。

③ 企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、最善の見積りを行った結果として見積もられた金額については、事後的な結果との間に乖離が生じたとしても、「誤謬」にはあたらないと考えられる。

④ 最善の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定に関して、どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要があると考えられ、重要性がある場合は、追加情報としての開示が求められる。（注：筆者による要約）

◆会計上の見積り及び見積りに用いた仮定の開示

会計上の見積りは、実績との差異などにより、企業の業績に予期せぬ影響を与えるリスクがあり、例えば固定資産等の減損リスクのうち重要性のあるものは、事業等のリスクの開示項目ともなろう。

事業等のリスクの開示にかかる虚偽記載に関して、開示府令の改正案にかかるパブリックコメントに対する金融庁の考え方において、「提出日現在において、経営者が企業の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性がある」と認識している主要なリスクについて、一般に合理的と考えられる範囲で具体的な説明がされていた場合、提出後に事情が変化したことをもって、虚偽記載の責任を問われるものではない」としたうえで、「一方で、提出日現在において、経営者が企業の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性がある」と認識している主要なリスクについて敢えて記載をしなかった場合、虚偽記載に該当することがあり得る」とされているので留意すべきである。⁴

会計上の見積りにかかる「誤謬」は、上記「考え方」において、最善の見積りを行った結果として見積もられた金額については、事後的な

結果との間に乖離が生じたとしても「誤謬」にはあたらない、と整理されている（前頁のポイント③参照）。

上記を踏まえると、会計上の見積りが「誤謬」とならないようにするうえで、十分な時間を確保のうえ最善の見積りを行うべきであるが、見積りに用いた仮定が「明らかに不合理」とされることがないように、例えば説明資料を整えて関連部署からもチェックを受けることや取締役会・監査役等に報告すること等を検討すべきであろう。⁵

会計上の見積り及び見積りに用いた仮定の開示では、当該見積り及び仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響などの記載が求められるが、チェックに際し、利用者が理解できるように具体的な情報が記載されているか、一般に合理的と考えられる範囲のものが記載されているか等を確認することが重要といえるだろう。

事業等のリスクでの減損リスクの開示では、経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性がある」と認識している主要なリスクを敢えて記載しない、ということが起こらないようにすべきである。

◆透明性の確保と分かりやすい開示の重要性

Covid-19 の影響から、会計上の見積りだけでなく、業績の予想や経営成績等への影響の開示について困難な状況に直面している上場会社は少なくないと想定される。しかしながら、このような不確実性の高い状況においてこそ、開示を通じた透明性を確保することが強く求められる。

投資家保護、公正かつ効率的で透明性の高い市場の維持、システミックリスクへの対応を目的とするIOSCO（証券監督者国際機構）においても、「会計基準の適用によって、投資家が情報に基づいて投資決定を行うための明確で、信頼でき、透明性のある有用な情報を発行体が提供する」ものでなければならない、とされている。⁶

Covid-19 の収束時期・影響の程度などの今後の見通しは不透明であるが、必ずやってくる「その後」を見据えて、財務報告の利用者の関心が特に高い会計上の見積り及び見積りに用いた仮定に関して、明確で利用者にとって分かりやすい開示を行うことが求められ、透明性を確保することが信頼の確保にもつながる点に留意されたい。⁷

- 1 例えば、金融庁「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」（2020年2月10日）、東証から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い」（同日）、「新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報の早期開示のお願い」（2020年3月18日）。
- 2 第429回企業会計基準委員会・議事概要（2020年4月9日開催）（https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20200409_429g_02.pdf）。日本公認会計士協会「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その2）」（2020年4月10日）（https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/0-99-0-0-20200410.pdf）
- 3 この他に「継続企業の前提」にかかる留意事項もあるが、紙幅の関係上本稿では取り上げない。
- 4 「パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（2019年1月31日）No 16。
- 5 企業の決算業務や監査法人の監査業務のために十分な時間が確保できるよう、開示府令を改正して、有価証券報告書の提出期限が一律3か月延長されるとの方針が金融庁から表明された。金融庁「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について」（2020年4月14日）（<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200414.html>）
- 6 金融庁・仮訳「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生下における会計基準の適用に関する IOSCO 声明」（2020年4月6日公表）及び原文（IOSCO Statement on Application of Accounting Standards during the COVID-19 Outbreak（2020年4月3日））参照。
- 7 金融庁「記述情報の開示に関する原則」I. 2-4（分かりやすい開示）。東証・有価証券上場規程401条（誠実な業務遂行）参照。日本経済新聞2020年4月12日付朝刊社説「実情をゆがめず伝える企業決算の開示を」も参照。